

第1部 山本讓司さん

塙の中の現実に見る 我が国の福祉

—刑務所が福祉の代替施設でいいのか—

1. 刑務所の現実および福祉の現実

- ・刑務所内に溢れる障害者や高齢者
- ・さらに多い発達障害をともなう受刑者
 - 彼らの場合、刑務所内の日常生活のなかでは、その障害が顕在化しないことが多い
- ・「刑法三十九条によって、精神障害者や知的障害者は罰せられない」という一般的先入観の誤り

2. 今後 取り組むべき福祉的課題、そして司法改革

① 現状の改善に向けて

- ・塙の中への入口を担う司法関係者への要望
 - 知的・発達障害者が関わる刑事裁判のあり方を見直すべき（アメリカ・イリノイ州のような刑事裁判制度の導入など）
- ・塙の中の処遇改善
 - 社会復帰に向け、それぞれの知的・発達障害者に適応したきめ細かな更生プログラムの導入
- ・医療、福祉スタッフの増員
- ・刑のバリエーションを増やす

② 出所後の社会復帰に向けて

- ・更生保護に求められる福祉的視点
- ・受刑者の社会復帰に向けた更生を考えるならば、刑務所の中だけを変えても仕方がない
 - 法務省矯正局と保護局との連携、さらには厚生労働省や文部科学省との連携強化
- ・参考とすべき、オーストラリア・ビクトリア州における福祉サイドの取り組み

③ 2006年に発足の厚生労働省「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究班」の提言およびその後の制度改革

- ・地域生活定着支援センターについて
- ・矯正・更生保護分野における福祉専門職の活用

④ 変わりゆく刑務所・更生保護施設

- ・社会復帰センター（半官半民の刑務所）における特化ユニットについて
- ・刑事司法分野への社会福祉士への配置



2003年12月 ポプラ社（現在は新潮文庫）

3. 何よりも求められる市民の意識改革

表Ⅰ【新受刑者 入所年度別 精神診断】

調査区分	総数	精神障害なし	知的障害	人格障害	神経症	その他の精神障害	不詳
平成 16 年	32,090	30,085	271	141	322	1,250	21
平成 17 年	32,789	30,608	287	125	435	1,304	30
平成 18 年	33,032	31,223	265	103	345	1,060	36
平成 19 年	30,450	28,719	242	109	253	1,116	11
平成 20 年	28,963	26,887	237	161	387	1,214	80

表Ⅱ【年度別 新受刑者の知能指数】

	総数	49 以下	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～109	110～119	120 以上	測定不能
平成 16 年	32,090 (100%)	1,241 (4%)	2,053 (6%)	3,878 (12%)	7,159 (22%)	8,802 (27%)	5,399 (17%)	1,565 (5%)	248 (1%)	58 (－)	1,687 (6%)
平成 17 年	32,789 (100%)	1,351 (4%)	1,937 (6%)	4,102 (13%)	6,998 (21%)	8,574 (26%)	5,670 (17%)	1,783 (5%)	287 (1%)	52 (－)	2,035 (6%)
平成 18 年	33,032 (100%)	1,349 (4%)	1,974 (6%)	4,240 (13%)	7,501 (23%)	8,305 (25%)	5,647 (17%)	1,883 (6%)	303 (1%)	65 (－)	1,765 (5%)
平成 19 年	30,450 (100%)	1,233 (4%)	1,702 (6%)	3,785 (12%)	7,265 (24%)	7,656 (25%)	5,042 (17%)	1,810 (6%)	293 (1%)	59 (－)	1,605 (5%)
平成 20 年	28,963 (100%)	1,232 (4%)	1,742 (6%)	3,729 (13%)	6,172 (23%)	7,039 (24%)	4,970 (17%)	1,757 (6%)	288 (1%)	53 (－)	1,427 (5%)

注・() 内のパーセンテージは小数点以下 四捨五入の数字

表Ⅲ【平成 20 年 新受刑者の入所回数】

	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6～9 回目	10 回目以上
全体	46.1%	17.7%	10.6%	6.9%	4.7%	9.4%	4.6%
知的障害者	29.3%	16.1%	14.5%	10.3%	7.9%	11.2%	10.7%

*表Ⅰ 表Ⅱ 表Ⅲは、いずれも法務省発行の「矯正統計年報」(平成 21 年 7 月 31 日発行)より

表Ⅳ【平成 20 年 出所者の帰住先】

総数	父母の元	配偶者の元	兄弟・姉妹の元	その他親族	知人の元	雇主の元	社会福祉施設	更生保護施設	その他
31,680 (100%)	9,765 (30.82%)	3,292 (10.39%)	1,858 (5.86%)	1,252 (3.95%)	2,461 (7.77%)	297 (0.93%)	77 (0.24%)	4,141 (13.07%)	8,537 (26.71%)

※「矯正統計年報」より

表Ⅴ【各国受刑者の高齢者率】

日本	フランス	イギリス	ドイツ	アメリカ
14%	3.2%	2.8%	2.6%	3.1%

注・アメリカは 55 歳以上、その他の国は 60 歳以上の受刑者率